

【第7章】行為の制限に関する事項

【7-1】届出を要する行為及び規模要件

景観形成の基本方針を踏まえ、良好な景観の保全および創造を図るため、景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等を対象として、その行為に対する制限を定めます。

ここでは、本市全域に共通する景観形成の基準として、建築物等の形態・意匠、色彩、敷地内における位置、素材、敷地の緑化措置、樹木等の保全措置などに関する行為の制限を以下のとおり定め、これに基づき、あらかじめ届出のあった一定規模以上の建築行為等について指導を行います。

(1) 届出対象行為

1) 届出対象行為（景観法第16条第1項）

- ①建築物（※）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕若しくは模様替又は色彩の変更
※「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- ②工作物（建築物を除く。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ③都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為
- ④良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

鳥取市条例で定める届出対象行為（上記④の行為）

景観法第16条第1項第4号の規定により景観計画に従い条例で定める行為は、次に掲げる行為とします。

- (ア) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更。ただし、開発行為（※）を除く。
※「開発行為」とは、景観法第16条第1項第3号に規定する開発行為をいう。
- (イ) 木竹の伐採
- (ウ) 屋外における土石、廃棄物（※）、再生資源（※）、その他の物件のたい積
※「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
※「再生資源」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- (エ) 水面の埋立て又は干拓
- (オ) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）

2) 特定届出対象行為（景観法第17条第1項）

上記の1)の①及び②の行為はすべて、景観法第17条第1項に規定する特定届出対象行為とする。（形態意匠の制限のうち色彩の規制に適合しない場合は、同項又は同条第5項による措置命令の対象とする。）

3) 届出の対象とならない行為

7-1. (2)に掲げる「届出を要する行為及び規模要件」の表に定める規模に該当しない行為及び同表に掲げる種類の工作物以外の工作物の建設等並びに次に掲げる景観法第16条第7項の規定に基づく行為は、同条第1項の規定に基づく届出及び同条第5項後段の規定に基づく通知の義務を除外する。

①景観法第16条第7項第1号に掲げるもの（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で景観法施行令(平成16年政令第398号。以下「政令」という。)で定めるもの)

●政令第8条の規定

(届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第8条 法第16条第7項第1号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 1 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 2 仮設の工作物の建設等
- 3 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 4 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。)の建設等
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積(国土交通省令で定める高さのものを除く。)
 - (5) 特定照明
 - ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 高さが1.5メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - (3) 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - (4) 土地の開墾
 - (5) 森林の皆伐
 - (6) 水面の埋立て又は干拓

②景観法第16条第7項第2号から第10号までに掲げるもの

●景観法第16条第7項第2号から第10号までの規定

- 2 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 3 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- 4 景観計画に第8条第2項第5号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- 5 景観重要公共施設について、第8条第2項第5号ハ(1)から(6)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- 6 第55条第2項第1号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

- 7 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第4号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- 8 第61条第1項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等
- 9 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 10 地区計画等(都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同項第3号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第2号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。))が定められている区域に限る。)内で行う土地の形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

③景観法第16条第7項第11号に掲げるもので、政令で定めるもの

●政令第10条の規定

(届出を要しないその他の行為)

第10条 法第16条第7項第11号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 1 景観計画に定められた開発行為又は第21条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第73条第1項又は第75条第2項の規定に基づく条例で第22条第3号イ又はロ(第24条において準用する場合を含む。)の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- 2 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第75条第1項の規定に基づく条例で第23条第1項第1号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- 3 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
- 4 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

④景観法第16条第7項第11号に掲げるもので、景観行政団体の条例で定めるもの

(7) 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして、次に掲げるもの

- 1 自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第3項若しくは第10条第3項の認可を受けて行う行為、同法第13条第3項本文、第14条第3項本文若しくは第24条第3項本文の許可を受けて行う行為、同法第26条第1項本文の届け出て行う行為、同法第56条第1項後段の協議に係る行為又は同条第3項の通知に係る行為
- 2 鳥取県立自然公園条例(昭和38年鳥取県条例第2号)第8条第2項の承認を受けて行う行為、同条例第11条第3項本文の許可を受けて行う行為、同条例第13条第1項の届け出て行う行為、同条例第16条第1項後段の協議に係る行為又は同条第2項の通知に係る行為
- 3 鳥取県自然環境保全条例(昭和49年鳥取県条例第41号)第16条第4項本文の許可を受けて行う行為、同条例第18条第1項本文の届け出て行う行為、同条例第20条第1項後段の協議に係る行為又は同条第2項の通知に係る行為
- 4 鳥取市自然保護及び環境保全条例(昭和47年鳥取市条例第29号)第15条第3項の許可を受けて行う行為
- 5 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項本文又は第34条第1項本文若しくは第2項本文の許可を受けて行う行為(同法第25条第1項第10号又は第11号に

掲げる目的を達成するために指定された保安林において行われるものに限る。)

- 6 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項本文の許可を受けて行う行為（同法第9条の規定により当該許可があったものとみなされるものを含む。）
- 7 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）第2条第1項本文の許可を受けて行う行為又は同条第2項後段の協議に係る行為
- 8 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項本文、第127条第1項本文又は第139条第1項本文の届け出て行う行為
- 9 鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第14条第1項本文若しくは第34条第1項本文の許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項本文（同条例第35条において準用する場合を含む。）若しくは第35条の6第1項本文の届け出て行う行為
- 10 鳥取市文化財保護条例（昭和48年鳥取市条例第2号）第10条第1項の許可を受けて行う行為又は同条例第11条第1項の届け出て行う行為
- 11 鳥取市墓地条例（昭和46年鳥取市条例第26号）第9条の許可を受けて行う行為
- (イ) 景観計画において景観計画区域又は景観形成重点区域が定められ、又は拡張された際、当該指定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為
- (ウ) その他次に掲げる行為
 - 1 設置期間が90日を超えない建築物の建築等又は工作物の建設等
 - 2 建築物又は工作物の改築であって、その外観又は色彩の変更を伴わないもの
 - 3 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更又は木竹の伐採
 - 4 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積に係る行為であって、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第2号へに掲げる養殖用作業施設又は同号トに掲げる荷さばき所若しくは野積場において行われるもの
 - (2) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第6号に掲げる荷さばき施設又は同項第8号に掲げる野積場若しくは貯木場において行われるもの
 - (3) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域において行われるもの
 - (4) たい積された物件を外部から見通すことができない場所で行われるもの
 - (5) たい積の期間が90日を超えないもの
 - 5 条例に定める行為に準ずるものとして規則で定める行為

(2) 届出を要する行為及び規模要件

①届出を要する行為及び規模要件

景観法第 16 条第 1 項の規定に基づく届出及び同条第 5 項後段の規定に基づく通知が必要となる行為

届出対象行為類型		A.市域全域 (景観形成重点区域 B、C、D、Eを除く) E.鹿野城下町 景観形成重点区域	B.久松山山系 景観形成重点区域 C.湖山池景観形成 重点区域	D.因幡白兔 景観形成重点区域	
建築物の 建築等	建築物の新築又は移転 (右記の規模を超える こととなる増築又は改 築を含む。)	高さ 13m超又は建築 面積 1,000 m ² 超 (商業 地域等 (※) にあつて は、高さ 20m超又は建 築面積 1,500 m ² 超)	高さ 13m超又は 延べ床面積 200 m ² 超	高さ 5m超又は 延べ床面積 10 m ² 超	
	建築物の増築・改築、外 観を変更することとな る修繕・模様替、色彩の 変更	上記に該当する建築物において、当該行為に係る部分の面積の合計が 10 m ² 超			
工作物 (建築物を除く。) の建設等	工作物の新設又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	①煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ 13m超又は築造 面積 1,000 m ² 超 (建築物に付設され る場合は、高さ 5m超、 かつ、地盤面から当該 工作物の上端までの 高さ 13m超)	高さ 5m超 (建築物に付設され る場合は、高さ 1m超、 かつ、地盤面から当該 工作物の上端までの 高さ 5m超)	高さ 5m超 (建築物に付設され る場合は、高さ 1m超、 かつ、地盤面から当該 工作物の上端までの 高さ 5m超)
		②広告塔、広告板、装飾 塔その他これらに類す るもの			
		③電波塔、記念塔、物見 塔その他これらに類す るもの			
		④高架水槽、冷却塔その 他これらに類するもの			
		⑤彫像、記念碑その他こ れらに類するもの			
		⑥鉄柱、木柱その他これ らに類するもの (⑦の支 持物を除く。)			
		⑦電線、索道用架線その 他これらに類するもの (これらの支持物を含 む。)			
		⑧観覧車、飛行塔、コー スターその他これらに 類するもの	高さ 13m超又は築造 面積 1,000 m ² 超 (建築物に付設され る場合は、高さ 5m超、 かつ、地盤面から当該 工作物の上端までの 高さ 13m超)	高さ (建築物に付設さ れる場合は、地盤面か ら上端までの高さ) 5 m超又は築造面積 10 m ² 超	高さ (建築物に付設さ れる場合は、地盤面か ら上端までの高さ) 5 m超又は築造面積 10 m ² 超
		⑨コンクリートプラン ト、アスファルトプラン ト、クラッシャープラン トその他これらに類す るもの			
		⑩石油、ガス、穀物、飼 料等の貯蔵・処理施設			
		⑪污水处理施設、ごみ処 理施設、し尿処理施設そ の他これらに類するも の			
		⑫屋外に設置されたク レーン等の生産設備そ の他これらに類するも の			

届出対象行為類型		A.市域全域 (景観形成重点区域 B、C、D、Eを除く) E.鹿野城下町 景観形成重点区域	B.久松山山系 景観形成重点区域 C.湖山池景観形成 重点区域	D.因幡白兔 景観形成重点区域
工作物（建築物を除く。）の建設等	工作物の新設又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	⑬塀、さく、垣(生け垣を除く。)、擁壁その他これらに類するもの 高さ3m超	高さ1.5m超	高さ1.5m超
	⑭自動車車庫、物件保管施設その他これらに類するもの 高さ13m超又は築造面積1,000㎡超	築造面積200㎡超	築造面積10㎡超	
	⑮太陽光発電設備その他これらに類するもの 築造面積1,000㎡超又は垂直設置型(塀型)においては高さ3m超	築造面積500㎡超又は垂直設置型(塀型)においては高さ1.5m超	築造面積500㎡超又は垂直設置型(塀型)においては高さ1.5m超	
	⑯風力発電設備その他これらに類するもの 高さ13m超 (高さは支柱・ブレードを含む最高部の高さとする)			
	工作物の増築・改築、外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更 上記に該当する工作物において、当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡超			
開発行為	土地の面積10,000㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ5m超及び長さ10m超	土地の面積500㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ1.5m超	土地の面積500㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ1.5m超	
木竹の伐採	伐採面積10ha超	高さ10m超又は伐採面積500㎡超	高さ10m超又は伐採面積500㎡超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積	高さ5m超又はその用に供される土地の面積1,000㎡超	高さ1.5m超又はその用に供される土地の面積100㎡超	高さ1.5m超又はその用に供される土地の面積100㎡超	
特定照明	照明の対象となる建築物等の高さ13m超	照明の対象となる建築物等の高さ5m超	照明の対象となる建築物等の高さ5m超	

※「商業地域等」とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

【7-2】主な行為制限一覧表

「市域全域（景観形成重点区域を除く）」及び「4つの景観形成重点区域」における主な行為制限の概要を以下に整理します。（詳細は次頁以降を参照。）

対象行為	項目	市域全域（景観計画重点区域を除く）	久松山山系景観形成重点区域	湖山池景観形成重点区域	因幡白兔景観形成重点区域	鹿野城下町景観形成重点区域																																																					
建築物の建築等 又は 工作物の建設等	位置	◆太陽光発電設備は、尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。 ◆太陽光発電設備、風力発電設備は、主要な展望地や主要な幹線道路からの視認に対し、周辺景観を阻害しないよう、配置や高さに配慮すること。																																																									
	規模	◆風力発電設備は、尾根線上、山の中腹や海岸線沿い等においては、周辺の景観に対し過大でない規模とすること。																																																									
	外観	◆周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。	◆周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ◆屋根は適度な勾配と軒出を有すること。	◆周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ◆屋根は適度な勾配と軒出を有すること。	◆周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ◆屋根は適度な勾配と軒出を有すること。	◆周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ◆建築物は、和風を基本とすること。 ◆屋根は道路方向に流れる平入り切妻を基本とした日本瓦葺とし、屋根勾配・軒高については極力統一すること。																																																					
	色彩	◆外観のベースカラーは、次のとおりとすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="2">彩 度</th> </tr> <tr> <th>商業地域等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>6以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩 度		商業地域等	その他	0.1R~10R	6以下	4以下	0.1YR~5Y	6以下	6以下	上記以外の色相	6以下	2以下	◆外観のベースカラーは、次のとおりとすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	4以下	0.1YR~5Y	3以下	上記以外の色相	2以下	◆外観のベースカラーは、次のとおりとすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	4以下	0.1YR~5Y	3以下	上記以外の色相	2以下	◆外観のベースカラーは、次のとおりとすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	2以下	0.1YR~5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	◆外観のベースカラーは、次のとおりとすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> ◆屋根瓦の色は、次のとおりとすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>屋根瓦の色</th> <th>対象地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤茶色</td> <td>上町・下町・立町・山根町・大工町</td> </tr> <tr> <td>銀黒色</td> <td>殿町</td> </tr> <tr> <td>黒・銀黒色</td> <td>鍛冶町・紺屋町</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	4以下	0.1YR~5Y	6以下	上記以外の色相	2以下	屋根瓦の色	対象地区	赤茶色	上町・下町・立町・山根町・大工町	銀黒色	殿町	黒・銀黒色
有彩色の色相	彩 度																																																										
	商業地域等	その他																																																									
0.1R~10R	6以下	4以下																																																									
0.1YR~5Y	6以下	6以下																																																									
上記以外の色相	6以下	2以下																																																									
有彩色の色相	彩 度																																																										
	0.1R~10R	4以下																																																									
0.1YR~5Y	3以下																																																										
上記以外の色相	2以下																																																										
有彩色の色相	彩 度																																																										
	0.1R~10R	4以下																																																									
0.1YR~5Y	3以下																																																										
上記以外の色相	2以下																																																										
有彩色の色相	彩 度																																																										
	0.1R~10R	2以下																																																									
0.1YR~5Y	4以下																																																										
上記以外の色相	2以下																																																										
有彩色の色相	彩 度																																																										
	0.1R~10R	4以下																																																									
0.1YR~5Y	6以下																																																										
上記以外の色相	2以下																																																										
屋根瓦の色	対象地区																																																										
赤茶色	上町・下町・立町・山根町・大工町																																																										
銀黒色	殿町																																																										
黒・銀黒色	鍛冶町・紺屋町																																																										
素材	◆周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ◆地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 ◆太陽光発電設備は、太陽光モジュールは低反射の素材を使用するよう配慮すること。																																																										
緑化	◆敷地面積（建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く。）の3%以上を緑化すること。 ◆風力発電設備は、設備周辺では、必要に応じて植栽などにより、周辺景観に配慮すること。																																																										
周辺への配慮	◆風力発電設備は、計画にあたっては地域住民の理解を得るよう努め、住民説明会等を実施すること。																																																										
開発行為、土地の形質の変更	◆長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。① 法面は緑化可能な勾配とすること。② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。																																																										
土石の採取又は鉱物の掘採	◆長大な法面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。① 法面は緑化可能な勾配とすること。② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。																																																										
木竹の伐採	◆伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	◆伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 ◆幹周り1.5m以上(地上1.5m部分)の良好な樹木及び良好な植生を有する10㎡以上の樹木群を保存すること。	◆伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	◆伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	◆伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	◆伐採後は、速やかに緑化を行うこと。																																																					
土石、廃棄物等のたい積	◆遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ◆塀、さく等により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	4以下	0.1YR~5Y	6以下	上記以外の色相	2以下	◆遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ◆塀、さく等により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	4以下	0.1YR~5Y	3以下	上記以外の色相	2以下	◆遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ◆塀、さく等により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	4以下	0.1YR~5Y	3以下	上記以外の色相	2以下	◆遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ◆塀、さく等により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	2以下	0.1YR~5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	◆遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ◆塀、さく等により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	4以下	0.1YR~5Y	6以下	上記以外の色相	2以下														
有彩色の色相	彩 度																																																										
0.1R~10R	4以下																																																										
0.1YR~5Y	6以下																																																										
上記以外の色相	2以下																																																										
有彩色の色相	彩 度																																																										
0.1R~10R	4以下																																																										
0.1YR~5Y	3以下																																																										
上記以外の色相	2以下																																																										
有彩色の色相	彩 度																																																										
0.1R~10R	4以下																																																										
0.1YR~5Y	3以下																																																										
上記以外の色相	2以下																																																										
有彩色の色相	彩 度																																																										
0.1R~10R	2以下																																																										
0.1YR~5Y	4以下																																																										
上記以外の色相	2以下																																																										
有彩色の色相	彩 度																																																										
0.1R~10R	4以下																																																										
0.1YR~5Y	6以下																																																										
上記以外の色相	2以下																																																										
特定照明	◆特定の対象物を照射するものであること。◆対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。																																																										

※色彩規制については変更命令の対象となり、その他の項目は勧告対象となります。

【7-3】市域全域（景観形成重点区域を除く）における行為の制限

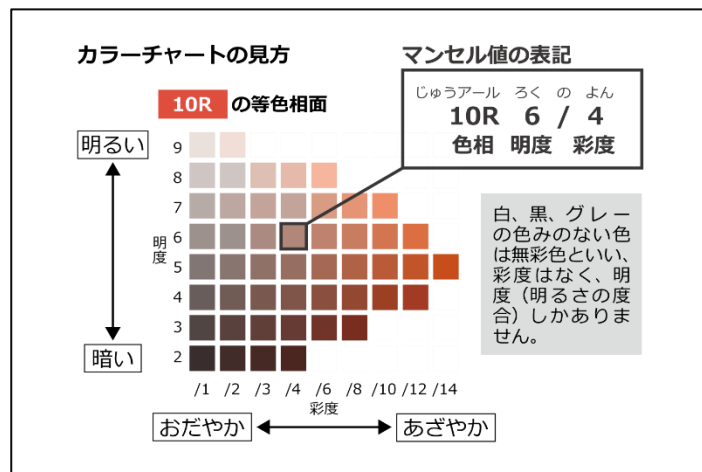
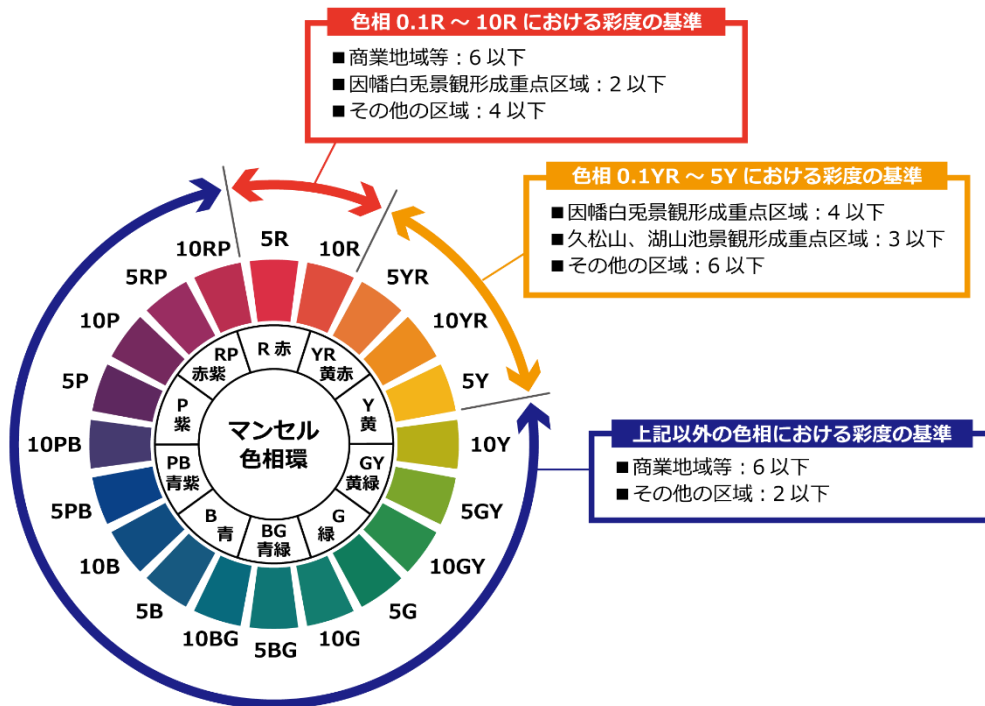
（1）市域全域・景観形成重点区域における行為制限の考え方

建築物等の色彩や敷地の緑化等については、次のとおり、区域ごとにマンセル表色系の数値による基準を設けます。

マンセル値は、色相（色あい）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）の三つの性質で色を表現します。

色相は「R（赤）」「Y（黄）」などのアルファベットと数字、明度・彩度は「N（無彩色）」と数字で表されます。

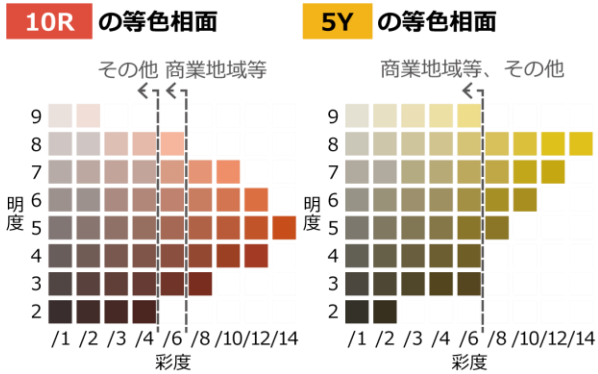
- ★有彩色とは：白、黒、灰色以外の全ての色のことを指します。
- ★色相とは：赤、青、緑のような色味の違いのことを指します。なお、「0.1R～10R」は赤系、「0.1YR～5Y」は黄系の色合いのことです。
- ★彩度とは：色の鮮やかさのことを指します。彩度が高い色は派手な印象を受け、彩度の低い色は地味に感じます。



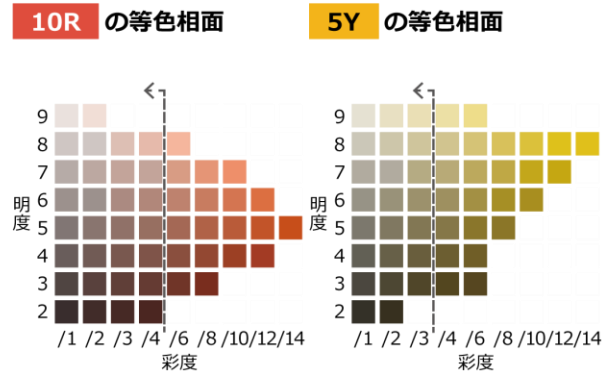
※以下の事例は、マンセル表色系の各色を厳密に再現したものではありません。また、印刷物であることや閲覧環境により色彩が異なって見える場合があります。このため、色イメージの参考とするにとどめ、正確な色は色見本等によりご確認ください。

10R・5Yにおける色の事例

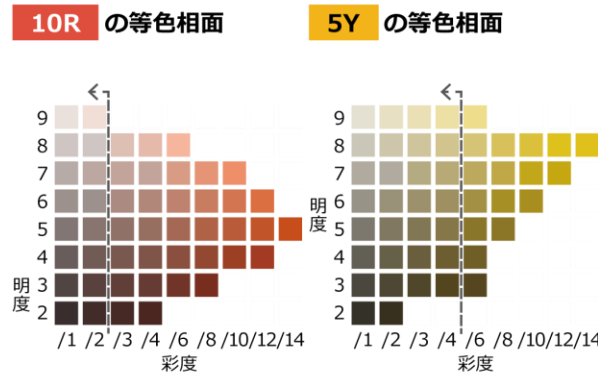
市域全域（景観計画重点区域を除く）



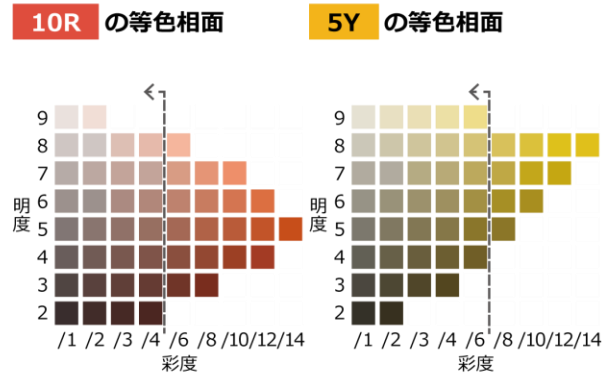
久松山山系景観形成重点区域・湖山池景観形成重点区域



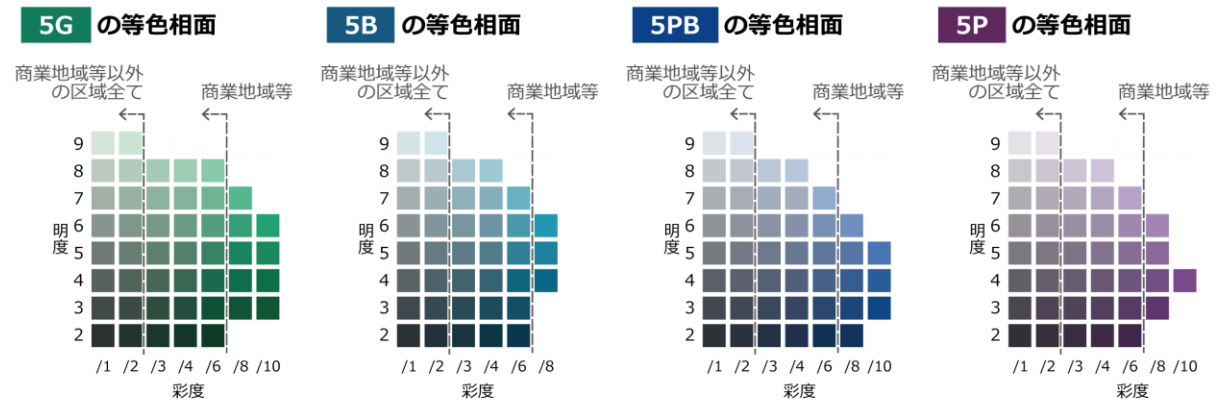
因幡白兔景観形成重点区域



鹿野城下町景観形成重点区域



上記以外の色相における色の事例



市域全域（景観形成重点区域を除く）における行為の制限（1/2）

対象行為	項目	基準	備考														
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> 良好な景観の形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、街なみ等に対する周辺並びに主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）からの眺望を妨げない位置とすること。 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 敷地内に良好な景観を形成している建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。 	勧告対象														
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	勧告対象														
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> 緑化は、できる限り多く速やかに行うこと。 植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	勧告対象														
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 又は 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備は、尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。 太陽光発電設備、風力発電設備は、主要な展望地や主要な幹線道路からの視認に対し、周辺景観を阻害しないよう、配置や高さに配慮すること。 	勧告対象														
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電設備は、尾根線上、山の中腹や海岸線沿い等においては、周辺の景観に対し過大でない規模とすること。 	勧告対象														
	外観	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 壁面設備、屋上設備等（※）は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ※「壁面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線その他の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。以下同じ。 太陽光発電設備は、生垣、フェンス等による遮蔽、または植栽等により修景するなど周辺景観に配慮すること。 風力発電設備は、設備を複数設置する場合は、整然と配置すること。 	勧告対象														
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和した色彩とすること。 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 外観のベースカラー（※）は、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="2">彩 度</th> </tr> <tr> <th>商業地域等（※）</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>6 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ 8721（色の表示方法～三属性による表示）による。以下同じ。</p> <p>※「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて、過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。</p> <p>※「商業地域等」とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 	有彩色の色相	彩 度		商業地域等（※）	その他	0.1R～10R	6 以下	4 以下	0.1YR～5Y	6 以下	6 以下	上記以外の色相	6 以下	2 以下	変更（原状回復） 命令対象
有彩色の色相	彩 度																
	商業地域等（※）	その他															
0.1R～10R	6 以下	4 以下															
0.1YR～5Y	6 以下	6 以下															
上記以外の色相	6 以下	2 以下															

市域全域（景観形成重点区域を除く）における行為の制限（2/2）

対象行為	項目	基準	備考							
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 又は 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 ・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。 ・太陽光発電設備は、太陽光モジュールは低反射の素材を使用するよう配慮すること。 	勧告対象							
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の3%以上を緑化すること。 ・緑化にあたっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 ・風力発電設備は、設備周辺では、必要に応じて植栽などにより、周辺景観に配慮すること。 	勧告対象							
	周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電設備は、計画にあたっては地域住民の理解を得るよう努め、住民説明会等を実施すること。 	勧告対象							
開発行為及び土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 	勧告対象							
土石の採取又は鉱物の掘採	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ・長大な法面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 ①法面は緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 	勧告対象							
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。 	勧告対象							
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。 	勧告対象							
木竹の伐採	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。 	勧告対象							
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 	勧告対象							
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔をとること。 	勧告対象							
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等からたい積されている物件が見えないよう遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ・塀、さく等（高さ3m以下のもの）により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	4 以下	0.1YR~5Y	6 以下	上記以外の色相	2 以下
有彩色の色相	彩 度									
0.1R~10R	4 以下									
0.1YR~5Y	6 以下									
上記以外の色相	2 以下									
水面の埋立て又は干拓	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て又は干拓にあたって、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 	勧告対象							
特定照明	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 	勧告対象							

【7-4】景観形成重点区域における行為の制限

(1) 景観形成重点区域における行為制限の考え方

景観形成重点区域は、良好な景観の形成において特に重要な地域であるため、本市全域を対象とする景観計画区域よりも、より厳しい基準に基づいて景観形成を推進する必要があります。

ここでは、景観形成重点区域の行為制限について、建築物等の外観、色彩、素材、敷地の緑化措置などに関する行為の制限を定めています。

なお、鹿野城下町景観形成重点区域については、市域全域（景観形成重点区域を除く）における行為制限の基準に準じるとともに、「鹿野城下町地区 景観ガイドライン」に基づく“街づくり協定”に沿った内容とします。

(2) 景観形成重点区域の概要

①久松山山系景観形成重点区域

- ・ 久松山山系、鳥取城跡、樗谿公園などの優れた自然景観、歴史・文化景観を有しており、鳥取中心市街地のシンボルともいえる景観上重要な地域になっています。



②湖山池景観形成重点区域

- ・ 日本最大の池である湖山池は、その周辺を取りまく山並みと一体となって豊かな水郷景観を形成しており、防己尾城跡、石がま漁などの歴史的風土と相まって、市街地の景観を印象づける重要な地域になっています。



③因幡白兎景観形成重点区域

- ・ 「因幡の白うさぎ」の舞台として知られる白兎海岸周辺は、砂浜やハマナス自生南限地などの貴重な景観資源を有しており、市民のみならず観光客等に本市の景観を印象づける重要な地域になっています。



④鹿野城下町景観形成重点区域

- ・ 鹿野城下町地区は、400年の伝統を誇る『祭り』をテーマに、狭く折れ曲がった道筋、切妻家屋、格子戸など城下町としての特長を活かして、平成6年度より官民協力のもと美しい街なみの再現・創出に先導的に取り組んでいる地域です。



(3) 景観形成重点区域の行為制限

①久松山山系景観形成重点区域

■久松山山系景観形成重点区域における行為の制限 (1/2)

対象行為	項目	基準	備考								
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観の形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、街なみ等に対する周辺並びに展望地等からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路等に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している建築物等並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。 	勧告対象								
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	勧告対象								
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多く速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとする。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	勧告対象								
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 又は 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等は、幹線道路の路肩や隣地との境界線からできる限り離れた位置とし、隣地との間に空間を確保すること。 ・太陽光発電設備は、尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。 ・太陽光発電設備、風力発電設備は、主要な展望地や主要な幹線道路からの視認に対し、周辺景観を阻害しないよう、配置や高さに配慮すること。 	勧告対象								
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱及び送電塔等は、高さをできる限り低く抑えること。 ・眺望景観形成に関する高さの配慮事項を遵守する等、久松山の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 ・風力発電設備は、尾根線上、山の中腹や海岸線沿い等においては、周辺の景観に対し過大でない規模とすること。 	勧告対象								
	外観	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等は背景となる久松山及びその周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ・屋根は適度な勾配と軒出を有すること。 ・大規模な平滑面が生じないように、壁面の処理に配慮すること。 ・太陽光発電設備は、生垣、フェンス等による遮蔽、または植栽等により修景するなど周辺景観に配慮すること。 ・風力発電設備は、設備を複数設置する場合は、整然と配置すること。 	勧告対象								
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 ・外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。 ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 	有彩色の色相	彩度	0.1R~10R	4以下	0.1YR~5Y	3以下	上記以外の色相	2以下	変更（原状回復） 命令対象
有彩色の色相	彩度										
0.1R~10R	4以下										
0.1YR~5Y	3以下										
上記以外の色相	2以下										

対象行為	項目	基準	備考
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 ・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。 ・太陽光発電設備は、太陽光モジュールは低反射の素材を使用するよう配慮すること。 	勧告対象
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の3%以上を緑化すること。 ・緑化にあたっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 ・風力発電設備は、設備周辺では、必要に応じて植栽などにより、周辺景観に配慮すること。 	勧告対象
	周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電設備は、計画にあたっては地域住民の理解を得るよう努め、住民説明会等を実施すること。 	勧告対象

■久松山山系景観形成重点区域における行為の制限 (2/2)

対象行為	項目	基準	備考							
開発行為及び土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)	位置	・急斜面は避けること。	勧告対象							
	変更後の形状	・長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。	勧告対象							
	緑化	・法面及び擁壁もできる限り緑化すること。	勧告対象							
土石の採取又は鉱物の掘採	方法	・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ・長大な法面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。	勧告対象							
	遮へい	・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。	勧告対象							
	緑化	・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。	勧告対象							
木竹の伐採	方法	・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。 ・幹周り 1.5m以上(地上 1.5m部分)の良好な樹木及び良好な植生を有する10㎡以上の樹木群を保存すること。	勧告対象							
	緑化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	勧告対象							
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積	方法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔とること。	勧告対象							
	遮へい	・展望地等からたい積されている物件が見えないよう遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ・塀、さく等(高さ3m以下のもの)により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1" data-bbox="518 1276 1029 1422"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩度	0.1R~10R	4以下	0.1YR~5Y	3以下	上記以外の色相	2以下
有彩色の色相	彩度									
0.1R~10R	4以下									
0.1YR~5Y	3以下									
上記以外の色相	2以下									
水面の埋立て又は干拓	変更後の形状	・埋立て又は干拓にあたって、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。	勧告対象							
特定照明	方法	・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。	勧告対象							

②湖山池景観形成重点区域

■湖山池景観形成重点区域における行為の制限（1/2）

対象行為	項目	基準	備考							
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観の形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、街なみ等に対する周辺並びに展望地等からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路等に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している建築物等並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。 	勧告対象							
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	勧告対象							
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多く速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	勧告対象							
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 又は 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等は、幹線道路の路肩や隣地との境界線からできる限り離れた位置とし、隣地との間に空間を確保すること。 ・太陽光発電設備は、尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。 ・太陽光発電設備、風力発電設備は、主要な展望地や主要な幹線道路からの視認に対し、周辺景観を阻害しないよう、配置や高さに配慮すること。 	勧告対象							
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱及び送電塔等は、高さをできる限り低く抑えること。 ・湖山池の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 ・風力発電設備は、尾根線上、山の中腹や海岸線沿い等においては、周辺の景観に対し過大でない規模とすること。 	勧告対象							
	外観	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等は背景となる湖山池及びその周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ・屋根は適度な勾配と軒出を有すること。 ・大規模な平滑面が生じないように、壁面の処理に配慮すること。 ・太陽光発電設備は、生垣、フェンス等による遮蔽、または植栽等により修景するなど周辺景観に配慮すること。 ・風力発電設備は、設備を複数設置する場合は、整然と配置すること。 	勧告対象							
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 ・外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。 ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 	有彩色の色相	彩度	0.1R～10R	4以下	0.1YR～5Y	3以下	上記以外の色相	2以下
有彩色の色相	彩度									
0.1R～10R	4以下									
0.1YR～5Y	3以下									
上記以外の色相	2以下									
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 ・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。 ・太陽光発電設備は、太陽光モジュールは低反射の素材を使用するよう配慮すること。 	勧告対象								

対象行為	項目	基準	備考
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の3%以上を緑化すること。 ・緑化にあたっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 ・風力発電設備は、設備周辺では、必要に応じて植栽などにより、周辺景観に配慮すること。 	勧告対象
	周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電設備は、計画にあたっては地域住民の理解を得るよう努め、住民説明会等を実施すること。 	勧告対象

■湖山池景観形成重点区域における行為の制限（2/2）

対象行為	項目	基準	備考							
開発行為及び土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）	位置	・急斜面は避けること。	勧告対象							
	変更後の形状	・長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。	勧告対象							
	緑化	・法面及び擁壁もできる限り緑化すること。	勧告対象							
土石の採取又は鉱物の掘採	方法	・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ・長大な法面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。	勧告対象							
	遮へい	・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。	勧告対象							
	緑化	・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。	勧告対象							
木竹の伐採	方法	・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。 ・幹周り 1.5m以上(地上 1.5m部分)の良好な樹木及び良好な植生を有する10㎡以上の樹木群を保存すること。	勧告対象							
	緑化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	勧告対象							
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積	方法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔とること。	勧告対象							
	遮へい	・展望地等からたい積されている物件が見えないよう遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ・塀、さく等（高さ3m以下のもの）により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩度	0.1R~10R	4以下	0.1YR~5Y	3以下	上記以外の色相	2以下
有彩色の色相	彩度									
0.1R~10R	4以下									
0.1YR~5Y	3以下									
上記以外の色相	2以下									
水面の埋立て又は干拓	変更後の形状	・埋立て又は干拓にあたって、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。	勧告対象							
特定照明	方法	・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。	勧告対象							

③ 因幡白兔景観形成重点区域

■ 因幡白兔景観形成重点区域における行為の制限 (1/3)

対象行為	項目	基準	備考
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観の形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、街なみ等に対する周辺並びに展望地等からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路等に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している建築物等並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。 	勧告対象
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	勧告対象
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多く速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとする。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	勧告対象
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 又は 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・国道9号からの日本海への眺望をできる限り妨げないよう配慮した位置とすること。 ・道路等に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・建築物等(専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅及びこれらの建築物と用途上不可分の関係にある建築物並びに農林業を営むために必要な建築物(以下「住宅等」という。)並びに国道9号に隣接して設ける以外にその目的を達成することができないと認められる広告板、塀等を除く。)の敷地が国道9号に接する場合には、その路肩から5m以上後退した位置とするよう努めること。ただし、敷地上の制約からそれが困難な場合はできる限り後退させ、緑化等による修景に努めること。 ・既存の自然地形をできる限り生かすことができるような位置とし、稜線や斜面上部への配置はできる限り避けること。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。 ・住宅等は、隣地との境界からできる限り離れた位置とし、隣地との間に空間を確保するよう配慮すること。 ・国道9号の北側にあっては、住宅等以外の建築物は、隣地との境界から5m以上離れた位置とするよう努めること。 ・営業用広告物の設置はその営業敷地内に限るものとする。 ・電柱及び送電塔等は、できる限り日本海の眺望の妨げになる場所には設置しないこと。 ・太陽光発電設備は、尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。 ・太陽光発電設備、風力発電設備は、主要な展望地や主要な幹線道路からの視認に対し、周辺景観を阻害しないよう、配置や高さに配慮すること。 	勧告対象
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 ・広告塔及び広告板は、大きさ及び設置数を必要最小限にとどめること。 ・電柱及び送電塔等は、高さをできる限り低くすること。 ・風力発電設備は、尾根線上、山の中腹や海岸線沿い等においては、周辺の景観に対し過大でない規模とすること。 	勧告対象

■因幡白兔景観形成重点区域における行為の制限（2/3）

対象行為	項目	基準	備考								
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 又は 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	外観	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等は周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ・周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区又は周辺に山稜又は樹林がある地区にあつては、屋根は適度な勾配と軒出を有すること。 ・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 ・複数の建築物等を設ける場合には、それらの間の調和に配慮すること。 ・太陽光発電設備は、生垣、フェンス等による遮蔽、または植栽等により修景するなど周辺景観に配慮すること。 ・風力発電設備は、設備を複数設置する場合は、整然と配置すること。 	勧告対象								
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限に抑えること。 ・外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。 ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 	有彩色の色相	彩度	0.1R～10R	2以下	0.1YR～5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	変更（原状回復） 命令対象
	有彩色の色相	彩度									
	0.1R～10R	2以下									
0.1YR～5Y	4以下										
上記以外の色相	2以下										
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 ・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。 ・太陽光発電設備は、太陽光モジュールは低反射の素材を使用するよう配慮すること。 	勧告対象									
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の3%以上を緑化すること。 ・緑化にあたっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 ・風力発電設備は、設備周辺では、必要に応じて植栽などにより、周辺景観に配慮すること。 	勧告対象									
周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電設備は、計画にあたっては地域住民の理解を得るよう努め、住民説明会等を実施すること。 	勧告対象									

■ 因幡白兔景観形成重点区域における行為の制限 (3/3)

対象行為	項目	基準	備考							
開発行為及び土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)	位置	・急斜面は避けること。	勧告対象							
	変更後の形状	・長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。	勧告対象							
	緑化	・法面及び擁壁もできる限り緑化すること。	勧告対象							
土石の採取又は鉱物の掘採	方法	・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ・長大な法面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。	勧告対象							
	遮へい	・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。	勧告対象							
	緑化	・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。	勧告対象							
木竹の伐採	方法	・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。	勧告対象							
	緑化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	勧告対象							
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積	方法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔とること。	勧告対象							
	遮へい	・展望地等からたい積されている物件が見えないよう遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ・塀、さく等(高さ3m以下のもの)により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩度	0.1R~10R	2以下	0.1YR~5Y	4以下	上記以外の色相	2以下
有彩色の色相	彩度									
0.1R~10R	2以下									
0.1YR~5Y	4以下									
上記以外の色相	2以下									
水面の埋立て又は干拓	変更後の形状	・埋立て又は干拓にあたって、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。	勧告対象							
特定照明	方法	・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。	勧告対象							

④鹿野城下町景観形成重点区域

■鹿野城下町景観形成重点区域における行為の制限（1/3）

対象行為	項目	基準	備考
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観の形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、街なみ等に対する周辺並びに展望地等からの眺望を妨げない位置とすること。 ・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している建築物等並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。 ・壁面線は極力道路面と合わせ、両隣等周囲の建物とあわせること。道路面より後ろに下げて家屋等を建築する場合には、極力道路面のスペースを塀・生け垣等で隠ぺいするよう努めること。 	勧告対象
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	勧告対象
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多く速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとする。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	勧告対象
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更又は工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備は、尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。 ・太陽光発電設備、風力発電設備は、主要な展望地や主要な幹線道路からの視認に対し、周辺景観を阻害しないよう、配置や高さに配慮すること。 	勧告対象
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電設備は、尾根線上、山の中腹や海岸線沿い等においては、周辺の景観に対し過大でない規模とすること。 	勧告対象
	外観	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物は、和風を基本とすること。 ・屋根は、日本瓦葺とし、道路方向に流れる平入り切妻を基本とすること。また、屋根勾配及び軒高については極力周辺と統一すること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ・看板等は木製を基本とするが、金属等を使用する場合には、周辺景観に調和する色彩とするとともに、スッキリとしたデザインとすること。 ・自販機、空調屋外機、電気計量器等は屋根及び囲い（木製）を設け、必要以上に目立たせないよう隠ぺいすること。 ・郵便受は、金属製（赤色の既製品）を廃止し、地区で統一されたものを極力工夫すること。 ・表札は金属製を廃止し、自然素材（石・木・竹等）を用い、形態等を工夫すること。 ・行灯は自然素材（石・木・竹等）を用い、地区で統一されたもので極力形態等を工夫すること。 ・太陽光発電設備は、生垣、フェンス等による遮蔽、または植栽等により修景するなど周辺景観に配慮すること。 ・風力発電設備は、設備を複数設置する場合は、整然と配置すること。 	勧告対象

■鹿野城下町景観形成重点区域における行為の制限 (2/3)

対象行為	項目	基準	備考																
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更又は工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和に配慮した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 ・外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。 ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 ・屋根瓦の色は、次のとおりとすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>屋根瓦の色</th> <th>対象地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤茶色</td> <td>上町・下町・立町・山根町・大工町</td> </tr> <tr> <td>銀黒色</td> <td>殿町</td> </tr> <tr> <td>黒・銀黒色</td> <td>鍛冶町・紺屋町</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R～10R	4 以下	0.1YR～5Y	6 以下	上記以外の色相	2 以下	屋根瓦の色	対象地区	赤茶色	上町・下町・立町・山根町・大工町	銀黒色	殿町	黒・銀黒色	鍛冶町・紺屋町	変更（原状回復） 命令対象
	有彩色の色相	彩 度																	
	0.1R～10R	4 以下																	
	0.1YR～5Y	6 以下																	
上記以外の色相	2 以下																		
屋根瓦の色	対象地区																		
赤茶色	上町・下町・立町・山根町・大工町																		
銀黒色	殿町																		
黒・銀黒色	鍛冶町・紺屋町																		
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 ・外壁は、極力漆喰・板張等の自然素材を使用するとともに、現在使用されている金属板等は景観に配慮し、ペンキ等により目立たせないような工夫に努めること。 ・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。 ・太陽光発電設備は、太陽光モジュールは低反射の素材を使用するよう配慮すること。 	勧告対象																	
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の 3% 以上を緑化すること。 ・緑化にあたっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 ・敷地は、可能な限り植栽やプランター等で緑化を進めること。また、空き地や道路に面する駐車スペース等は、塀・生け垣等により隠ぺいするなどして、街なみの連続性の確保と景観向上に努めること。 ・風力発電設備は、設備周辺では、必要に応じて植栽などにより、周辺景観に配慮すること。 	勧告対象																	
周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電設備は、計画にあたっては地域住民の理解を得るよう努め、住民説明会等を実施すること。 	勧告対象																	

■鹿野城下町景観形成重点区域における行為の制限 (3/3)

対象行為	項目	基準	備考							
開発行為及び土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 	勧告対象							
土石の採取又は鉱物の掘採	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ・長大な法面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 	勧告対象							
	遮へい	・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。	勧告対象							
	緑化	・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。	勧告対象							
木竹の伐採	方法	・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。	勧告対象							
	緑化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	勧告対象							
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積	方法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔をとること。	勧告対象							
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等からたい積されている物件が見えないよう遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ・塀、さく等（高さ3m以下のもの）により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>有彩色の色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩度	0.1R～10R	4以下	0.1YR～5Y	6以下	上記以外の色相	2以下
有彩色の色相	彩度									
0.1R～10R	4以下									
0.1YR～5Y	6以下									
上記以外の色相	2以下									
水面の埋立て又は干拓	変更後の形状	・埋立て又は干拓にあたって、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。	勧告対象							
特定照明	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 	勧告対象							